2016年４月１日	同上	―	【名称】インダストリア
2016年４月１日	同上	―	【名称】アリアンツ・グローバル・インベスターズ・カピタルアンラーゲゲゼルシャフト・エムベーハー

(14)
届　　出　　日　平成28年６月14日
届　　出　　者　アーンスト・アンド・ヤング・エルエルピー
住所又は所在地　アメリカ合衆国ニューヨーク州　10036-6530　ニューヨーク市　タイムズ・スクエア５

変更年月日	変更事項	変更内容	
		変更後	変更前
2015年４月30日	財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を行うこととなる外国会社等	【名称】アボット・ラボラトリーズ 【主たる事務所の所在地】アメリカ合衆国60064-6400イリノイ州アボットパーク、アボット・パーク・ロード100	―

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第４４６９号
神奈川県川崎市多摩区南生田６丁目22―12
債務者　鈴木　國子
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　眞々田幸一
4　破産債権の届出期間　平成28年８月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年９月９日午前10時
6　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４４９４号
東京都足立区東和３丁目３－３―302
債務者　小濱　研朗
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和田　聖仁
4　破産債権の届出期間　平成28年８月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年９月９日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４５２３号
東京都世田谷区等々力４丁目16―10
債務者　小池　俊彦
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石黒　一利
4　破産債権の届出期間　平成28年８月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年９月９日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４５４６号
東京都荒川区荒川３丁目32―８―801
債務者　白木　哲也
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　有賀　隆之
4　破産債権の届出期間　平成28年８月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年９月９日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４５５５号
東京都世田谷区弦巻３丁目19―４―202
債務者　大野　実央（旧姓影浦）
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　戸塚　美砂
4　破産債権の届出期間　平成28年８月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年９月９日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４５６２号
東京都東村山市萩山町２丁目13　５―508
債務者　菅原　道子
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　　明
4　破産債権の届出期間　平成28年８月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年９月９日午前10時
6　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４５８５号
神奈川県茅ヶ崎市東海岸北５丁目14―12　シゲタコテージ２　102
債務者　高口　征記
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋山　　淳
4　破産債権の届出期間　平成28年８月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年９月９日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４６７３号
埼玉県川越市大字藤間161番地４（102）
債務者　坂　　伸
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松谷　栄士
4　破産債権の届出期間　平成28年８月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年９月９日午前11時
6　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４６７４号
埼玉県川越市大字藤間161番地４（102）
債務者　坂　久美子
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松谷　栄士
4　破産債権の届出期間　平成28年８月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年９月９日午前11時
6　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４６８９号
神奈川県藤沢市石川５丁目15―１―102
債務者　小野寺松代
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　樋口　千鶴
4　破産債権の届出期間　平成28年８月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年９月９日午前11時
6　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
東京地方裁判所民事第20部